

## 法改正情報のご案内

2025年4月の建築基準法などの改正に伴い、小社刊『教育系YouTuberあこ課長の宅建士 テキスト いらすのすごい問題集 2025年度版』に掲載している内容について、以下にお知らせします。学習に際してご活用ください。

ページ	内容												
444・454	<p>「建築確認が必要となる場合」の表「大規模建築物」の行「木造」「木造以外」の区分けがなくなり、内容が以下に変更。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物の種類</th> <th>建築物の規模</th> <th>新築</th> <th>10㎡を超える 増築・改築・移転</th> <th>大規模修繕・ 模様替え</th> <th>用途 変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模建築物</td> <td>①②いずれかに該当 ①階数2以上（地下含む） ②延べ面積200㎡超</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の種類	建築物の規模	新築	10㎡を超える 増築・改築・移転	大規模修繕・ 模様替え	用途 変更	大規模建築物	①②いずれかに該当 ①階数2以上（地下含む） ②延べ面積200㎡超	○	○	○	—
建築物の種類	建築物の規模	新築	10㎡を超える 増築・改築・移転	大規模修繕・ 模様替え	用途 変更								
大規模建築物	①②いずれかに該当 ①階数2以上（地下含む） ②延べ面積200㎡超	○	○	○	—								
453・454	<p>上記の改正に伴い、例題の選択肢と解説の内容を変更。</p> <p>1 階数3の木造建築物を改築する場合、改築に係る部分の床面積が200㎡のときでも、建築確認を受けなければならない。</p> <p>1 床面積が200㎡を超えていない場合でも、階数2以上であれば建築確認を受けなければなりません。【○】</p>												
592・618	<p>上記の改正に伴い、問題17の選択肢と解説の内容を変更。</p> <p>2 都市計画区域外において階数が3階の木造建築物を新築する場合、建築確認が必要である。</p> <p>2 正しい。2以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を超える大規模建築物を建築する場合には、都市計画区域の内外を問わず、建築確認を受ける必要があります。</p>												